

令和8年度

伊方町水道水質検査計画

伊方町 上下水道課

内 容

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水箇所
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の実施機関
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の制度と信頼性の保証について
11. 関係者との連携について

【参考】水質検査項目の解説

1. 水質検査の基本方針

本町では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、定期に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施し、検査結果を公表します。

また、臨時に行う水質検査についても、本計画書において実施要件、検査項目及び実施方法の原則について明らかにします。

2. 水道事業の概要 (令和6年度)

(1) 給水状況

区 分	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域	合 計
給 水 区 域	伊方町内のうち一部区域を除く			
給 水 区 域 内 人 口	4,008人	1,439人	2,193人	7,640人
給 水 人 口	3,940人	1,409人	2,155人	7,504人
給 水 件 数	2,285件	1,157件	1,633件	5,075件
年 間 総 配 水 量	708,351 ^m ₃	177,886 ^m ₃	329,425 ^m ₃	1,215,662 ^m ₃
一 日 平 均 配 水 量	1,952 ^m ₃	491 ^m ₃	905 ^m ₃	3,348 ^m ₃

(2) 水源及び浄水場の状況

区 分	伊方地域	瀬戸地域	三崎地域
主 な 水 源 の 名 称	野村ダム、湊浦第1水源、湊浦第2水源、湊浦第3水源、九町第1水源、九町第2水源、九町第3水源、鯛ノ浦水源、西ノ川水源、西柿ヶ谷川水源	野村ダム、三机水源、塩成水源	野村ダム
水 源 種 別	受水、地下水、表流水	受水、表流水	受水
主 な 浄 水 場 の 名 称	南予水道企業団伊方浄水場、柿ヶ谷浄水場	南予水道企業団瀬戸浄水場、三机浄水場、塩成浄水場	南予水道企業団三崎浄水場
浄 水 方 法	急速ろ過	急速ろ過、緩速ろ過	急速ろ過

3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

本町の水源は、大別すると受水、地下水及び表流水になります。受水は、野村ダムから取水し南予水道企業団(注)の伊方、瀬戸、三崎の各浄水場で精製した浄水を買入れるものです。地下水は、今後も安定した水量、良好な水質が見込まれます。表流水は、降雨や時季の変化により変動しますが、水質は、今後も安定した良好な状況が見込まれます。

また、クリプトスポリジウム対策として、濁度及び指標菌の検査を定期的に行い対応しております。

浄水につきましては、水質基準に適合しており、安全で良質な水となっております。

(注) 南予水道企業団は、宇和島市、八幡浜市、西予市及び伊方町の3市1町が共同で出資し、野村ダムを水源とする水道用水供給事業の企業団です。

4. 採水箇所

採水箇所は次のとおりです。（位置図参照）

(1) 伊方地域

水 源	配水区	採水箇所数		浄水採水地点
		原水	浄水	
南予水道企業団伊方浄水場	湊浦配水池	—	1	大浜
湊浦第1水源		1		
湊浦第2水源		1		
湊浦第3水源		1		
南予水道企業団伊方浄水場	九町配水池	—	1	須賀
九町第1水源		1		
九町第2水源		1		
九町第3水源		1		
南予水道企業団伊方浄水場	加周配水池	—	1	加周
鯛ノ浦水源	柿ヶ谷浄水場	1	—	—
西ノ川水源		1		
西柿ヶ谷川水源		1		

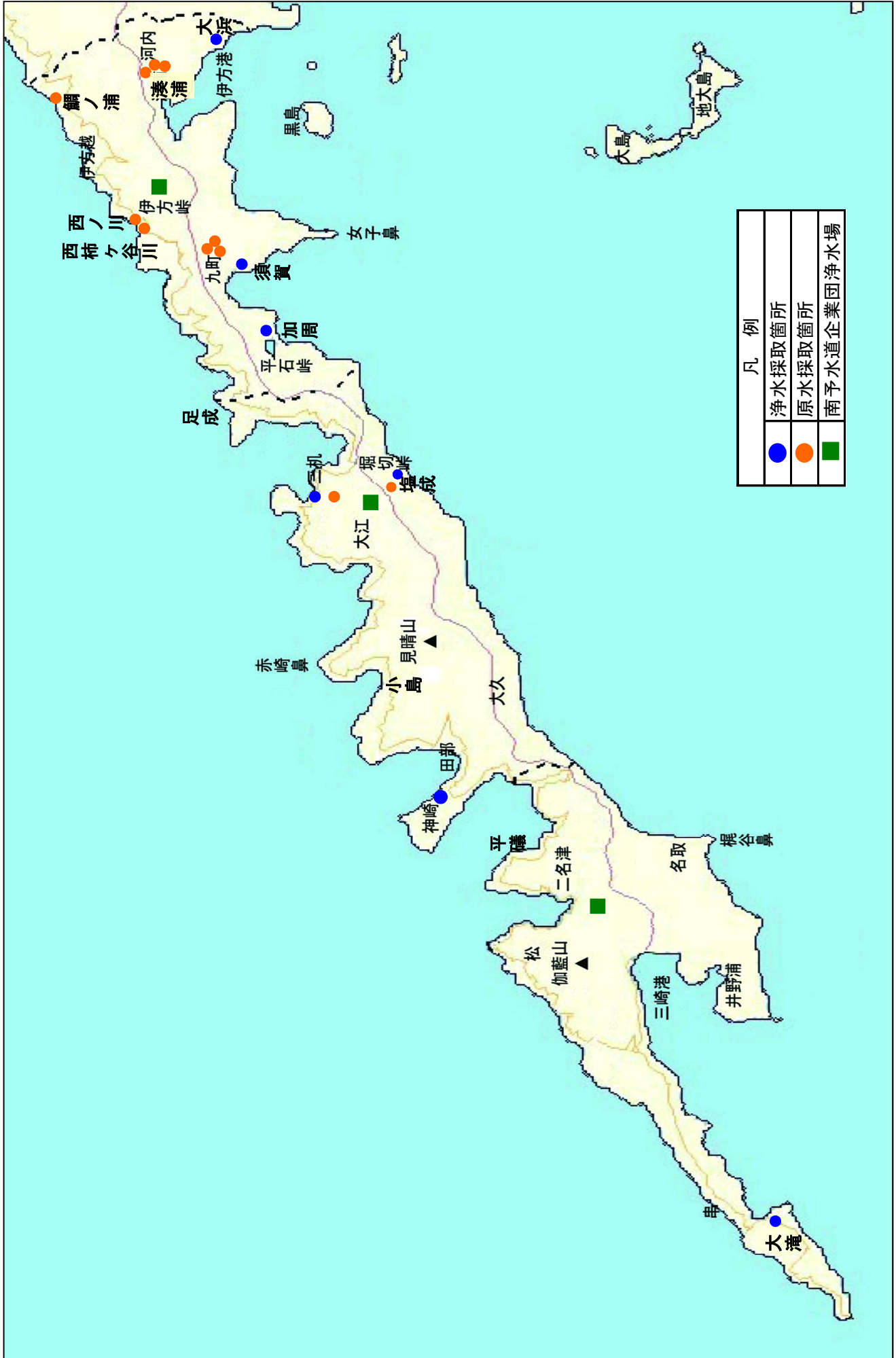
(2) 瀬戸地域

水 源	配水区	採水箇所数		浄水採水地点
		原水	浄水	
南予水道企業団瀬戸浄水場	三机浄水場	—	1	三机
三机水源		1		
南予水道企業団瀬戸浄水場	塩成浄水場	—	1	塩成
塩成水源		1		
南予水道企業団瀬戸浄水場	神崎配水池	—	1	神崎

(3) 三崎地域

水 源	配水区	採水箇所		浄水採水地点
		原水	浄水	
南予水道企業団三崎浄水場	大滝配水池	—	1	大滝

採水箇所位置図



5. 水質検査項目及び検査頻度

(1) 原水

原水については、伊方地域及び瀬戸地域の水源を対象に次のとおり実施します。なお、検査頻度は、年1回（1月）とします。

病原微生物	基 1	一般細菌
	基 2	大腸菌
金属類	基 3	カドミウム及びその化合物
	基 4	水銀及びその化合物
	基 5	セレン及びその化合物
	基 6	鉛及びその化合物
	基 7	ヒ素及びその化合物
	基 8	六価クロム化合物
無機物	基 9	亜硝酸態窒素
	基 10	シアン化物イオン及び塩化シアン
	基 11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
	基 12	フッ素及びその化合物
	基 13	ホウ素及びその化合物
有機物	基 14	四塩化炭素
	基 15	1,4-ジオキサン
	基 16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
	基 17	ジクロロメタン
	基 18	テトラクロロエチレン
	基 19	トリクロロエチレン
	基 20	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）
	基 21	ベンゼン
色	基 33	亜鉛及びその化合物
	基 34	アルミニウム及びその化合物
	基 35	鉄及びその化合物
	基 36	銅及びその化合物
味覚	基 37	ナトリウム及びその化合物
色	基 38	マンガン及びその化合物
味 覚	基 39	塩化物イオン
	基 40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）
	基 41	蒸発残留物
臭 い	基 42	陰イオン界面活性剤
	基 43	ジェオスミン
	基 44	2-メチルイソボルネオール
	基 45	非イオン界面活性剤
	基 46	フェノール類
味 覚	基 47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）
基礎的性状	基 48	pH値
	基 50	臭気
	基 51	色度
	基 52	濁度

(2) 浄水（給水栓）

浄水の検査項目及び検査頻度は次のとおりです。なお、町内12ヶ所で毎日検査（色、濁り、残留塩素）を実施しています。

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時期	実施検査頻度の設定理由		
伊方地域	健康に関連する項目	病原微生物									
		金属類									
	基 1	一般細菌	100個/mL	2	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
	基 2	大腸菌	不検出	不検出	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
	基 3	カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	基 4	水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	基 5	セレン及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	基 6	鉛及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため1回/3年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。	
	基 7	ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	基 8	六価クロム化合物	0.02	<0.002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	無機物	基 9	亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	平成26年度より水質検査項目になったことにより検査実績不足のため省略不可としている。
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	2.4	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以上のため省略不可。
		基12	フッ素及びその化合物	0.8	0.11	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能ではあるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。
		基13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.04	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
	有機物	基14	四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基15	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基17	ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基18	テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基19	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
基20		ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005		1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
基21		ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
消毒副生成物	基22	塩素酸	0.6	0.26	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	基23	クロロ酢酸	0.02	<0.002	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	基24	クロロホルム	0.06	0.037	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	基25	ジクロロ酢酸	0.03	0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	基26	ジブロモクロロメタン	0.1	0.004	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	基27	臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略の 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時 期	実施検査頻度の設定理由		
伊 方 地 域	健康に 関連する 項目 消 毒 副 生 成 物	基28 総トリハロメタン	0.1	0.049	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基29 トリクロロ酢酸	0.03	0.022	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基30 ブロモジクロロメタン	0.03	0.090	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基31 プロモホルム	0.09	0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基32 ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
	水道水が有すべき性状に 関する項目	色	基33 亜鉛及びその化合物	1.0	0.018	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基34 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.12	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、 11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を 超えているため省略不可。
			基35 鉄及びその化合物	0.3	<0.01	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、 11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を 超えているため省略不可。
			基36 銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
		味覚	基37 ナトリウム及びその化合物	200	14.7	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
		色	基38 マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
		味覚	基39 塩化物イオン	200	22.6	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
			基40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	115	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を 超えているが、水源に汚染源が存在し ないため1回/3年に省略。
			基41 蒸発残留物	500	201	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を 超えているが、水源に汚染源が存在し ないため1回/3年に省略。
		臭い	基42 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基43 ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類 発生時期 に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.0000034	原因藻類 発生時期 に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
	基45 非イオン界面活性剤		0.02	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/2以下のため。	
	基46 フェノール類		0.005	<0.0005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。	
	味覚	基47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	1.18	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
	基 礎 的 性 状	基48 pH値	5.8~8.6	8.06	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基49 味	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基50 臭気	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基51 色度	5度以下	1.4	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基52 濁度	2度以下	<0.2	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略の 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時期	実施検査頻度の設定理由	
瀬戸地域	健康に関連する項目 病原微生物 金属類	基 1 一般細菌	100個/mL	4	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
		基 2 大腸菌	不検出	不検出	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
		基 3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基 4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基 5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基 6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため1回/3年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。
		基 7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基 8 六価クロム化合物	0.02	<0.002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
	無機物	基 9 亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	平成26年度より水質検査項目になったことにより検査実績不足のため省略不可としている。
		基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	1.1	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。
		基12 フッ素及びその化合物	0.8	0.10	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。
		基13 ホウ素及びその化合物	1.0	<0.02	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
	有機物	基14 四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基17 ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005		1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基21 ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
	消毒副生成物	基22 塩素酸	0.6	0.41	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基23 クロロ酢酸	0.02	<0.002	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基24 クロロホルム	0.06	0.040	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基25 ジクロロ酢酸	0.03	0.008	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基26 ジブロモクロロメタン	0.1	0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基27 臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
		基28 総トリハロメタン	0.1	0.055	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略の 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時 期	実施検査頻度の設定理由		
瀬戸地域	健康に関連する項目 消毒副生成物	基29 トリクロロ酢酸	0.03	0.019	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基30 プロモジクロロメタン	0.03	0.012	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基31 プロモホルム	0.09	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基32 ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
	水道水が有すべき性状に関する項目	色	基33 亜鉛及びその化合物	1.0	0.010	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
			基34 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.06	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため省略不可。
			基35 鉄及びその化合物	0.3	0.11	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を超えているため省略不可。
			基36 銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
		味覚	基37 ナトリウム及びその化合物	200	7.6	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
			色	基38 マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度
		味覚	基39 塩化物イオン	200	16.6	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
			基40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	49	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能だが、水源に汚染源が存在しないため1回/3年に省略。
			基41 蒸発残留物	500	91	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能だが、水源に汚染源が存在しないため1回/3年に省略。
		臭い	基42 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
			基43 ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
			基44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類発生時期に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。
	基45 非イオン界面活性剤		0.02	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/2以下のため。	
	基46 フェノール類		0.005	<0.0005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	味覚	基47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	1.07	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
	基礎的性状	基48 pH値	5.8~8.6	8.17	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基49 味	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基50 臭気	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基51 色度	5度以下	3.0	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基52 濁度	2度以下	<0.2	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略の 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時 期	実施検査頻度の設定理由		
三 崎 地 域	健康に 関連す る項目	病原微生物									
		基 1 一般細菌	100個/mL	1	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
	基 2 大腸菌	不検出	不検出	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。		
	金属類	基 3 カドミウム及びその化合物	0.003	<0.0003	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基 4 水銀及びその化合物	0.0005	<0.00005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基 5 セレン及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基 6 鉛及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため1回/3年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。	
		基 7 ヒ素及びその化合物	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基 8 六価クロム化合物	0.02	<0.002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		無機物	基 9 亜硝酸態窒素	0.04	<0.004	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	平成26年度より水質検査項目になったことにより検査実績不足のため省略不可としている。
			基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10	1.1	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。	
	基12 フッ素及びその化合物		0.8	0.10	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下のため1回/年に省略可能であるが、水質の状況に変化がないことを定期的に確認するため。	
	基13 ホウ素及びその化合物		1.0	<0.02	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	有機物	基14 四塩化炭素	0.002	<0.0002	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基15 1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基17 ジクロロメタン	0.02	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基18 テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基19 トリクロロエチレン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
		基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005		1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基21 ベンゼン	0.01	<0.001	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/10以下のため。	
	消毒副生成物	基22 塩素酸	0.6	0.16	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基23 クロロ酢酸	0.02	<0.002	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基24 クロロホルム	0.06	0.033	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基25 ジクロロ酢酸	0.03	0.004	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基26 ジブロモクロロメタン	0.1	0.004	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
		基27 臭素酸	0.01	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。	
基28 総トリハロメタン		0.1	0.045	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、11月、2月	省略不可項目のため。		

区分	検査項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最高値 (mg/L以下)	基本検査 頻度	検査 頻度の 省略の 可否	過去の最高値に基づき可 能となる最少検査頻度	実施検査 頻度	検査の 時 期	実施検査頻度の設定理由		
三 崎 地 域	健康に 関連する 項目 消 毒 副 生 成 物	基29 トリクロロ酢酸	0.03	0.015	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基30 プロモジクロロメタン	0.03	0.010	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基31 プロモホルム	0.09	<0.001	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
		基32 ホルムアルデヒド	0.08	<0.005	1回/3月	×		1回/3月	5月、8月、 11月、2月	省略不可項目のため。	
	水道水が有 すべき性 状に 関する 項目	色	基33 亜鉛及びその化合物	1.0	0.007	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基34 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.10	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、 11月、2月	過去3年間の検査結果が基準値の1/5を 超えているため省略不可。
			基35 鉄及びその化合物	0.3	<0.01	1回/3月	○	1回/3年	1回/3月	5月、8月、 11月、2月	過去3年間の検査結果が全て基準値の1/5以下の ため1回/年に省略可能であるが、水質の状況に 変化がないことを定期的に確認するため。
			基36 銅及びその化合物	1.0	<0.01	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
		味 覚	基37 ナトリウム及びその化合物	200	7.2	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			色	基38 マンガン及びその化合物	0.05	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度
		味 覚	基39 塩化物イオン	200	15.1	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
			基40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	48	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため 1回/年に省略可能だが、水源に汚染源が存在し ないため1回/3年に省略。
			基41 蒸発残留物	500	90	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下のため 1回/年に省略可能だが、水源に汚染源が存在し ないため1回/3年に省略。
		臭 い	基42 陰イオン界面活性剤	0.2	<0.02	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基43 ジェオスミン	0.00001	<0.000001	原因藻類 発生時期 に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基44 2-メチルイソボルネオール	0.00001	<0.000001	原因藻類 発生時期 に月1回	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。
			基45 非イオン界面活性剤	0.02	<0.005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/2以下のため。
	基46 フェノール類		0.005	<0.0005	1回/3月	○	1回/3年	1回/3年	令和 9年度	過去3年間の検査結果が全て基準値の 1/10以下のため。	
	味 覚		基47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3	1.16	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。
	基 礎 的 性 状	基48 pH値	5.8～8.6	8.03	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基49 味	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基50 臭気	異常でない	異常なし	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基51 色度	5度以下	<0.5	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	
		基52 濁度	2度以下	<0.2	1回/月	×		1回/月	毎月	省略不可項目のため。	

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）により行います。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は、次のような場合に行います。

なお、原因が不明の場合には、水質異常の原水は、試験用の試料採取時に保存用試料も採取し、原因の解明又は証拠物件としての必要性がなくなるまで保存します。

- イ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ロ 水源に異常があったとき。
- ハ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ニ 浄水過程に異常があったとき。
- ホ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ヘ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査の実施機関

水質検査は、南予地方水道水質検査協議会（南予地方水道水質検査センター）が行います。南予地方水道水質検査協議会は、3市4町1企業団（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団）が、共同で行う水質検査機関です。

南予地方水道水質検査協議会
〒798-0027 宇和島市柿原堂子甲1943番地 TEL0895-23-2344

9. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、毎事業年度ごとに策定して公表します。また、本計画に基づいて行った検査の結果についても、公表するとともに次年度の検査計画に反映します。

(1) 水質検査計画の公表

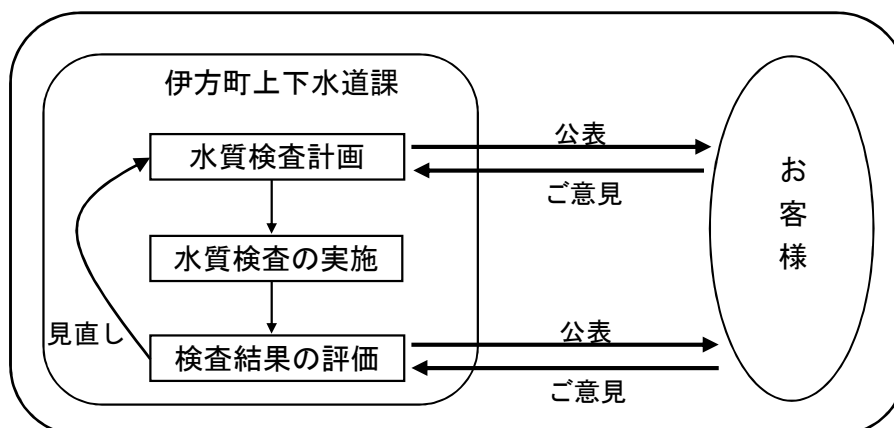
- 広報
- ホームページ

(2) 検査結果の公表

- 広報
- ホームページ

(3) お客様のご意見

水質検査計画や検査の結果を公表し、お客様のご意見や要望を伺います。皆様からいただいたご意見を次年度以降の検査計画に反映させるとともに、より安全で信頼いただける水道を目指します。



10. 水質検査の精度と信頼性の保障について

(1) 水質検査の精度

共同検査機関である南予地方水道水質検査センターにおいては、原則として、基準値の1/10の定量下限を確保し、1/10付近の変動係数（CV値）が金属類では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

また、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めています。

(2) 信頼性の保障

南予地方水道水質検査センターにおいては、日本水道協会の「水道版優良試験所基準（GLP）」（国際標準規格ISO9000に準拠）の取得を目指しています。

主要な検査機器



ガスクロマトグラフ質量分析計
トリハロメタンなどの有機化合物を検査します。



全有機炭素計
有機物等を検査します。



誘導結合プラズマ質量分析計
カドミウムや鉛などの金属類を検査します。



イオンクロマトグラフ（ポストカラム式）
シアン、臭素などを検査します。

11. 関係者との連携について

水質事故が発生した場合は、県の保健所と連携して現場調査及び水質検査を実施し、対策に努めます。

【参考】水質検査項目の解説

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号 平成16年4月1日施行）

項目		基準値	解説
病原微生物	基 1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下	従属栄養細菌のうち、温血動物の体温前後で比較的短時間に集落を形成するものを言う。清浄な水には少なく、汚濁された水ほど多い傾向がある。
	基 2 大腸菌	検出されないこと	水が糞便などで汚染されている疑いを示す指標。ヒト、家畜、野生動物や鳥類によって汚染された下水や自然水、土壌に認められる。一般に病原性はないが、一部病原性を示すものがある。
金属類	基 3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	自然界ではごく微量である。亜鉛とともに存在する事が多い。汚染源は工場排水や鉱山排水など。イタイイタイ病の原因物質として知られている。
	基 4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	一般に無機水銀と有機水銀に分けられる。汚染源は工場排水や水銀鉱山など。水俣病の原因は工場排水中のメチル水銀を摂取した魚介類を食したことによる。
	基 5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	汚染源は鉱山、金属精錬所など。金属セレンの毒性は低いが、化合物の毒性は非常に強い。
	基 6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	地質、鉱山排水、工場排水による汚染が考えられる。水道水では鉛管を使用した場合に鉛が溶出する事があるため、鉛管の布設替えの対策がとられている。
	基 7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	汚染源としては鉱山排水、工場排水、温泉などの混入が考えられるが、地下水では主に地質による。
	基 8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	環境中で天然に存在するのは三価に限られる。六価のものは工場排水などの人為的起源が考えられる。
無機物	基 9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	亜硝酸態窒素は、一般に硝酸態窒素より低い濃度ではあるがかなり広く存在している。高い濃度の検出があった場合には、工場、生活、農業排水、下水からの混入が考えられる。
	基10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	自然水中にはほとんど含まれていない。汚染源はめっき工場、金属精錬、写真工業など。
	基11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	硝酸態窒素はあらゆる場所の土壌、水、植物中に広く存在している。水中の硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の由来は無機肥料、腐敗した動物、生活排水等である。
	基12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	主に地質由来。工場からの排出もある。飲用水中に適量で虫歯予防、過量で斑状歯になる。
	基13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	鉄合金などの硬度増加材のほか、ガラス、化粧品原料として使用されている。自然由来として火山地帯の地下水、温泉からの混入がある。
有機物	基14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	主にフルオロカーボン類の原料として使用されている。
	基15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	主に塩化ビニルモノマーの原料として使用されている。
	基16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	主に化学合成の中間体、溶剤、染料抽出剤、香料、熱可塑性樹脂の製造に使用されている。
	基17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	主に塗料の剥離剤、プリント基板の洗浄剤、不燃性フィルムや油脂、ゴム等の溶剤、化学分析用の抽出溶媒等に使用されている。
	基18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	主にドライクリーニング洗浄剤、原毛の洗浄剤、金属表面の脱脂洗浄剤、溶剤、フロン113の原料として使用されている。
	基19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	主にドライクリーニング洗浄剤、金属洗浄剤に使用されている。
	基20 ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下	主に炭素とフッ素からなる化学物質で、溶剤、界面活性剤、繊維・革・紙・プラスチック等の表面処理剤、イオン交換膜、潤滑剤、泡消火薬剤、半導体原料、フッ素ポリマー加工助剤等、幅広い用途で使用されている。
	基21 ベンゼン	0.01mg/L以下	最も大きな発生源はガソリンの燃焼である。染料、合成ゴム、合成皮革、合成洗剤、有機顔料、医薬品、合成繊維、合成樹脂、食品、農業、可塑剤、爆薬、防虫剤等の多様な製品の合成原料として広く使用されている。
消毒副生成物	基22 塩素酸	0.6mg/L以下	二酸化塩素を消毒剤として使用したときに、分解物として検出される。また、次亜塩素酸ナトリウムの酸化により生成される。
	基23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	塩素処理の際に遊離塩素とフミン質、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が反応してできる副生成物。
	基24 クロロホルム	0.06mg/L以下	浄水過程で、水中のフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。一般に水道水に生成されるトリハロメタンの中で最も多く生成される。
	基25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	塩素処理の際に遊離塩素とフミン質、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が反応してできる副生成物。
	基26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	浄水過程で、水中のフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響される。
	基27 臭素酸	0.01mg/L以下	海水中に多く含まれている。海岸付近の河川水、井戸水のほか、海から遠い河川水でも岩塩鉱床などにより含まれる事がある。
	基28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	消毒副生成物であるクロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン及びブロモホルムの濃度の総和をいう。
	基29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	塩素処理の際に遊離塩素とフミン質、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が反応してできる副生成物。
	基30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	浄水過程で、水中のフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響される。

【参考】水質検査項目の解説

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号 平成16年4月1日施行）

項目		基準値	解説		
	基31	プロモホルム	0.09mg/L以下	浄水過程で、水中のフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンの成分の一つ。生成量は原水中の臭素イオン濃度に大きく影響される。	
	基32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	塩素処理の際に遊離塩素と原水中のフミン質が反応してできる副生成物。	
水道水が有すべき性状に関する項目	色	基33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	汚染源として鉱山排水、工場排水からの混入が考えられる。水道水では給水管や給水装置の亜鉛めっき部分から溶出する事がある。亜鉛濃度が1mg/Lを超えると水が白濁したり、お茶の味が悪くなる。
		基34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	地球上に広く分布し、土壌中に豊富に含有している。水に溶けにくいので自然水中には少ない。水道水においては、ポリ塩化アルミニウム（PAC）が浄水処理過程で凝集剤として使用されている。
		基35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	主として地質によるが、鉱山排水、工場排水などの混入、あるいは鉄管に由来する。赤水の原因になる。
		基36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	鉱山排水、工場排水及び銅管からの溶出に由来する。水道水に銅特有の金属味や青色の着色を呈する。
	味覚	基37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	自然水中に広く存在する。水道用薬品として水酸化ナトリウム、次亜塩素酸ナトリウムを使用している。
	色	基38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	主として地質に起因する。水道水では、マンガンは微量でも色をつけ、給水管内で酸化し「黒い水」の原因になる。
	味覚	基39	塩化物イオン	200mg/L以下	自然水中に多少含まれており、多くは地質に由来する。特に海岸地域では海水の影響を受け濃度が高いことがある。生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加する。
		基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	水中のカルシウムイオン、マグネシウムイオンの合計量を、これに対応する炭酸カルシウム（CaCO3）に換算したもの。硬度が低い水を軟水、高い水を硬水という。地質に由来し、日本の水はほとんどが軟水である。おいしい水の条件として10～100mg/L程度となっている。
		基41	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発乾固したときに残る物質のこと。おいしい水の条件として30～200mg/L程度となっている。
	臭い	基42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	合成洗剤の主剤。工場排水、家庭排水などの混入に由来し、水中に存在すると泡立ちの原因となる。
		基43	ジェオスミン	0.0001mg/L以下	微生物が産生するかび臭物質の一つ。ダム、湖沼、河川等の表流水を水源とする水道の異臭味障害原因物質として知られている。
		基44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下	微生物が産生するかび臭物質の一つ。ダム、湖沼、河川等の表流水を水源とする水道の異臭味障害原因物質として知られている。
	臭い	基45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	界面活性剤のうち、水溶液中で有効成分が電離しないもの。陰イオン界面活性剤と併用して、洗剤として広範囲で使われている。
		基46	フェノール類	0.005mg/L以下	天然水中には存在せず、消毒剤、防腐剤、工場排水の混入に由来する。水道原水に混入すると塩素と反応してクロロフェノールを形成し、異臭を与える。
	味覚	基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下	水中に存在する有機物中の炭素を全有機炭素といい、水中の有機物濃度を表す指標として定められている。
基礎的性状	基48	pH値	5.8以上8.6以下	酸性、アルカリ性の強さを簡単な指数で表したもので、水の最も基本的な性質を示す。	
	基49	味	異常でないこと	水の味。水質、水温、飲む人の生理状態などによって異なり、個人差がある。	
	基50	臭気	異常でないこと	水につくにおい。水質、水温、飲む人の生理状態などによって異なり、個人差がある。	
	基51	色度	5度以下	水の色。天然水中の色度は、主にフミン質に由来し、黄色である。	
	基52	濁度	2度以下	水の濁り。水の清濁、汚染状態、水処理効果の判定等の上で重要である。水質基準値は肉眼でほとんど透明と認める限度。	

参考文献

- 上水試験方法解説編2001年版（日本水道協会）
- 水道水質事典（日本水道新聞社）
- 水道用語辞典（日本水道協会）

令和8年度 伊方町水道水質検査計画（要約版）

（この要約版は、水道水質検査計画の主要をまとめたものです。）

本町では、水道水が水質基準に適合し安全であることを保証するため、定期及び臨時に行う水質検査について、検査項目、検査頻度等について明らかにし計画的に実施することを目的に水質検査計画を策定します。また、策定した水質検査計画は公表し、お客様のご意見を反映し毎事業年度ごと更新いたします。

この水質検査計画は、伊方町のホームページに掲載するとともに、伊方町役場上下水道課、瀬戸支所及び三崎支所でも閲覧できます。

1. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

本町の水源は、大別すると受水、地下水及び表流水になります。受水は、野村ダムから取水し、南予水道企業団の伊方、瀬戸、三崎の各浄水場で精製した浄水を買入れております。

地下水は、今後も安定した水量、良好な水質が見込まれます。表流水は、降雨や時季の変化により変動しますが、水質は、今後も安定した良好な状況が見込まれます。

2. 採水箇所

水質検査の検体は、水源及び配水区等を考慮し下記の箇所で採取します。

区分	原水	浄水（給水栓）
伊方地域	湊浦第1水源、湊浦第2水源、湊浦第3水源、九町第1水源、九町第2水源、九町第3水源、鯛ノ浦水源、西ノ川水源、西柿ヶ谷水源	大浜、須賀、加周
瀬戸地域	三机水源、塩成水源	三机、塩成、神崎
三崎地域	なし	大滝

3. 水質検査項目及び検査頻度

原水、浄水における検査項目、検査頻度等は裏面に掲載しております。

4. 水質検査方法

水質基準項目の検査は、国が定めた検査方法（水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法）により行います。

5. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- ・水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・水源に異常があったとき。
- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・浄水過程に異常があったとき。
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・その他特に必要があると認められるとき。

6. 水質検査の実施機関

水質検査は、南予地方水道水質検査協議会（南予地方水道水質検査センター）が行います。南予地方水道水質検査協議会は、3市4町1企業団（宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団）が、共同で行う水質検査機関です。

7. 水質検査の精度と信頼性の保障について

共同検査機関である南予地方水道水質検査センターにおいては、精度管理のため、毎年、愛媛県立衛生環境研究所の「精度管理研究会」及び厚生労働省の「水道水質検査の精度管理に関する統一資料調査」に参加し、水質検査精度の向上に努めています。

8. 関係者との連携について

水質事故が発生した場合は、県の保健所と連携して現場調査及び水質検査を実施し対策に努めます。

伊方町上下水道課

お問い合わせ先 TEL (0894) 38-2663(直通)

裏面もご覧ください。

水質検査項目及び検査頻度

伊方町上水道（伊方地域、瀬戸地域及び三崎地域）における検査項目及び実施検査頻度は次のとおりです。なお、原水の検査対象は、伊方地域及び瀬戸地域です。

検査項目				原水の 実施頻度 (1月実施)	浄水（給水栓）の基準値、 実施頻度及び実施時期		
					基準値 (mg/L以下)	実施頻度	実施時期
健康 に 関 連 す る 項 目	病原 微生物	基 1	一般細菌	1回/年	100個/mL	1回/月	毎月
		基 2	大腸菌	1回/年	不検出	1回/月	毎月
	金属 類	基 3	カドミウム及びその化合物	1回/年	0.003	1回/3年	令和9年度
		基 4	水銀及びその化合物	1回/年	0.0005	1回/3年	令和9年度
		基 5	セレン及びその化合物	1回/年	0.01	1回/3年	令和9年度
		基 6	鉛及びその化合物	1回/年	0.01	1回/3年	5.8.11.2月
		基 7	ヒ素及びその化合物	1回/年	0.01	1回/3年	令和9年度
		基 8	六価クロム化合物	1回/年	0.02	1回/3年	令和9年度
	無機 物	基 9	亜硝酸態窒素	1回/年	0.04	1回/3月	5.8.11.2月
		基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/年	0.01	1回/3月	5.8.11.2月
		基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	10	1回/3月	5.8.11.2月
		基12	フッ素及びその化合物	1回/年	0.8	1回/3月	5.8.11.2月
		基13	ホウ素及びその化合物	1回/年	1.0	1回/3年	令和9年度
	有機 物	基14	四塩化炭素	1回/年	0.002	1回/3年	令和9年度
		基15	1,4-ジオキサン	1回/年	0.05	1回/3年	令和9年度
		基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1回/年	0.04	1回/3年	令和9年度
		基17	ジクロロメタン	1回/年	0.02	1回/3年	令和9年度
		基18	テトラクロロエチレン	1回/年	0.01	1回/3年	令和9年度
		基19	トリクロロエチレン	1回/年	0.01	1回/3年	令和9年度
		基20	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	1回/年	0.00005	1回/3月	5.8.11.2月
		基21	ベンゼン	1回/年	0.01	1回/3年	令和9年度
	消毒 副 生 成 物	基22	塩素酸	-	0.6	1回/3月	5.8.11.2月
		基23	クロロ酢酸	-	0.02	1回/3月	5.8.11.2月
		基24	クロロホルム	-	0.06	1回/3月	5.8.11.2月
		基25	ジクロロ酢酸	-	0.03	1回/3月	5.8.11.2月
		基26	ジブロモクロロメタン	-	0.1	1回/3月	5.8.11.2月
		基27	臭素酸	-	0.01	1回/3月	5.8.11.2月
		基28	総トリハロメタン	-	0.1	1回/3月	5.8.11.2月
		基29	トリクロロ酢酸	-	0.03	1回/3月	5.8.11.2月
		基30	ブロモジクロロメタン	-	0.03	1回/3月	5.8.11.2月
		基31	ブロモホルム	-	0.09	1回/3月	5.8.11.2月
		基32	ホルムアルデヒド	-	0.08	1回/3月	5.8.11.2月
水道 水 が 有 す べ き 性 状 に 関 す る 項 目	色	基33	亜鉛及びその化合物	1回/年	1.0	1回/3年	令和9年度
		基34	アルミニウム及びその化合物	1回/年	0.2	1回/3月	5.8.11.2月
		基35	鉄及びその化合物	1回/年	0.3	1回/3月	5.8.11.2月
		基36	銅及びその化合物	1回/年	1.0	1回/3年	令和9年度
	味覚	基37	ナトリウム及びその化合物	1回/年	200	1回/3年	令和9年度
	色	基38	マンガン及びその化合物	1回/年	0.05	1回/3年	令和9年度
	味覚	基39	塩化物イオン	1回/年	200	1回/月	毎月
		基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1回/年	300	1回/3年	令和9年度
		基41	蒸発残留物	1回/年	500	1回/3年	令和9年度
	臭い	基42	陰イオン界面活性剤	1回/年	0.2	1回/3年	令和9年度
		基43	ジオスミン	1回/年	0.00001	1回/3年	令和9年度
		基44	2-メチルイソボルネオール	1回/年	0.00001	1回/3年	令和9年度
		基45	非イオン界面活性剤	1回/年	0.02	1回/3年	令和9年度
	味覚	基46	フェノール類	1回/年	0.005	1回/3年	令和9年度
	味覚	基47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1回/年	3	1回/月	毎月
基礎 的 性 状	基48	pH値	1回/年	5.8~8.6	1回/月	毎月	
	基49	味	-	異常でない	1回/月	毎月	
	基50	臭気	1回/年	異常でない	1回/月	毎月	
	基51	色度	1回/年	5度以下	1回/月	毎月	
	基52	濁度	1回/年	2度以下	1回/月	毎月	

表面もご覧ください。